

香川県報



第 45 号

平成 17 年

6月10日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

● 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する

規則 (会計課) 一

告 示

○ 生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出

(健康福祉総務課)

○ 児童福祉法の規定による事業者の指定

(障害福祉課)

○ 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定

(医務国保課)

○ 救急病院又は救急診療所の認定

(道路保全課)

○ 道路の区域変更（三件）

(建築課)

○ 道路の位置指定

(建築課)

○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

(県民参画課)

○ ダイオキシシン類対策特別措置法の規定によるダイオキシシン類土壌汚染対策計

(環境管理課)

○ 画の策定

○ 土地改良事業の認可（二件）

(土地改良課)

○ 土地改良事業の同意（三件）

(土地改良課)

○ 土地改良区の定款変更の認可

(土地改良課)

○ 土地改良区の役員の就任の届出

(土地改良課)

規 則

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに

に公布する。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十六号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成十七年香川県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第八十四号第八号、第十一号又は第十二号」を「第八十四号第十二号、第十五号又は第十六号」に改め、同条第二項中「第八十四号第十一号又は第十二号」を「第八十四号第十五号又は第十六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成一五、四、一	大川老人ホーム特別養護老人ホーム さぬき市大川町田面三六〇番地	さざんか荘特別養護老人ホーム さぬき市大川町田面三六〇番地	大川広域行政組合 さぬき市津田町津田九三〇番地の二	短期入所生活介護 介護老人福祉施設

●香川県告示第三百七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三	児童デイサービス	株式会社プランナ	平成十七年六月一日	児童デイサービス
一〇一二五二	ネムの木園	丸亀市川西町南二五八一		
二二	丸亀市川西町南二五八一	丸亀市川西町南二五八一		

●香川県告示第三百七十六号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二	上高瀬グループホーム	社会福祉法人鶴足津福祉会	平成十七年六月一日	知的障害者地域生活援助
〇〇〇二七一	三豊郡高瀬町上高瀬三五二八一	綾歌郡宇多津町五番丁五三番地五十		
四九		一		

●香川県告示第三百七十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一七―四七	平成十七年五月十四日から	医療法人社団啓友会久米川病院	高松市新田町甲四七四―三
一七―四八	平成二十年五月十三日まで	医療法人社団研宣会広瀬病院	高松市松縄町三五―三
一七―四九		医療法人社団高島医院	高松市木太町一九八六
一七―五〇		医療法人社団慈愛会阿部内科眼科医院	木田郡牟礼町牟礼一〇〇六―三
一七―五一		医療法人社団圭良会永生病院	仲多度郡仲南町十郷二二―一―三
一七―五二		医療法人社団赤心会赤沢病院	坂出市府中町三二五
一七―五三		坂出聖マルチン病院	坂出市谷町一―四―一―三
一七―五四		医療法人社団たけお会岩佐病院	仲多度郡琴平町榎井七七五
一七―五五		医療法人社団寿愛会羽崎病院	観音寺市観音寺町甲一五三八―八
一七―五六		医療法人社団和風会橋本病院	三豊郡山本町財田西九〇二―一
一七―五七		医療法人社団池田外科病院	三豊郡豊中町笠田笠岡二一三六

●香川県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年六月十日から同年七月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 普通寺大野原線（二十四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
普通寺市普通寺町字長尾端一九一 九番一地先から 普通寺市普通寺町字長尾端一九二 六番一地先まで	後	前	四〇・二	六五	自転車歩行者道新設に伴う現道拡幅
			九・八 三五・〇	六五	

●香川県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年六月十日から同年七月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 観音寺普通寺線（四十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
	後	前	四〇・二	六五	

普通寺市普通寺町字兼谷一五二二番一地先から
普通寺市普通寺町字長尾端一九一
九番二地先まで

●香川県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年六月十日から同年七月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 八栗牟礼線（百四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
普通寺市普通寺町字兼谷一五二二番一地先から 普通寺市普通寺町字長尾端一九一 九番二地先まで	後	前	三三・〇	六八四	自転車歩行者道新設に伴う現道拡幅
			一一・〇 一三三・二	六八四	

●香川県告示第三百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
木田郡牟礼町大字牟礼三二三八番 一〇地先から 木田郡牟礼町大字牟礼三二一二番 九地先まで	後	前	一一・八	一六〇	道路改修工事に伴う現道拡幅
			六・〇 八・五	一六〇	

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 中土指道 第二号
 - 二 指 定 年 月 日 平成十七年五月二十五日
 - 三 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市土器町東七丁目八九―二、一〇〇―二、一〇一―二、一〇二―二
―四及び同地先農道・水路
 - 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・〇〇メートル、六・四八メートル
延長 六四・三七メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第三百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年七月二十七日まで縦覧に供する。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日 平成十七年五月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人ハイ・フォロー・ステーション
吉久 勝一
高松市新田町乙八番地
- 三 定款に記載された目的
この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与すること

を目的とする。

●香川県公告第三百五十一号

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第三十一条第一項の規定により、ダイオキシン類土壤汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を平成十七年六月八日に定めたので、同条第六項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 対策計画の名称 高松市新開西公園ダイオキシン類土壤汚染対策計画
- 二 事業の実施地域
 - 1 汚染土壤の掘削除去等
平成十七年香川県告示第二百二十九号（ダイオキシン類対策特別措置法の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定）により告示したダイオキシン類土壤汚染対策地域の全域
 - 2 汚染土壤の処理
香川郡直島町二六二八番地一 香川県直島環境センター中間処理施設
- 三 事業の内容
 - 二の1における汚染土壤（十七・一立方メートル、三十・八トン）の掘削除去を行った後、良質土を搬入し整地する。
 - また、汚染土壤は、香川県直島環境センター中間処理施設へ運搬し、溶融処理を行うことにより、汚染土壤中のダイオキシン類を熱分解させて無害化する。
- 四 事業費の額
ダイオキシン類土壤汚染対策事業費
千八百万円
 - 1 工事費 千二百九十八万円
 - 2 処理費 百九万円
 - 3 その他

三百九十三万円

五 事業の実施者

高松市

●香川県公告第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年五月六日認可した。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
中代西地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中代西地区
荒井地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 荒井地区
行時二号地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 行時二号地区
行時三号地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 行時三号地区
西村地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西村地区
塩屋地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 塩屋地区

●香川県公告第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年五月九日認可した。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
木田郡庵治町土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業新池一号地区

香川用水非受益地域用水確保事業素源谷上池地区

香川用水非受益地域用水確保事業奥池下池地区

●香川県公告第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、牟礼町が土地改良事業（団体営ため池等整備事業真奥下池地区）を行うことについて平成十七年五月六日同意した。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、宇多津町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）前池地区）を行うことについて平成十七年五月六日同意した。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年五月九日同意した。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
国分寺町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 神崎池一号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 神崎池二号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新居大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新居新池一号地区

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	橘池一号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	橘池二号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	橘池三号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	橘池四号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	新居皿池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	国分新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	裏池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	福乗寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	万福寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	神崎池三号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	橘池五号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	新居新池二号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	関ノ池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	籠池地区

●香川県公告第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仲南町土地改良区の定款の変更を平成十七年五月六日認可した。

平成十七年六月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仲南町土地改良区から役員（の）退任及び就任について次のとおり届出があった。

		平成十七年六月十日			
		一 退任した役員		香川県知事 真 鍋 武 紀	
役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日		
理事	増田 稔	仲多度郡仲南町大字塩入一〇九番地一	平成一七、三、三一		
	和泉 幸男	〃 一三番地	〃		
	近石 久信	大字七箇八五九番地一	〃		
	橋田 厚	〃 二三五番地	〃		
	古林 正文	〃 二一〇三番地四	〃		
	堀家 繁信	〃 三〇五四番地	〃		
	宮井 廣	〃 二九四九番地	〃		
	小山 保則	大字十郷字帆山一二九番地二	〃		
	末久 正	〃 字後山四〇九番地一	〃		
	山内 彪	〃 字大口七七〇番地	〃		
	千葉 宗和	〃 字新目一六五番地一	〃		
	窪 忠	〃 字山脇七四五番地二四	〃		
	篠原 岩夫	〃 字追上一〇一番地	〃		
	西井 春雄	〃 字宮田六七二番地一	〃		
	白川 政幸	大字佐文八八八番地	〃		
	香川 昌美	大字十郷字買田一〇五番地	〃		
	森本 欽之	〃 字生間一〇八番地	〃		
監事	林 武彦	大字七箇一五五〇番地一	〃		
	上村 幸男	大字十郷字追上二〇七番地二	〃		
	大西 宣夫	〃 字買田四四五番地	〃		
二 就任した役員					
役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日		
理事	今田 和夫	仲多度郡仲南町大字塩入五五八番地二	平成一七、四、一		

川原	正幸	大字七箇一三九九番地
近石	久信	八五九番地一
山下	保清	六二九番地
古林	正文	二一〇三番地四
堀家	繁信	三〇五四番地
千葉	忠	二九六三番地
小山	保則	大字十郷字帆山一二九番地二
田岡	英則	字後山三二三番地一
山内	彪	字大口七七〇番地
千葉	宗和	字新目一六五番地一
末武	弘道	字山脇六四〇番地
藤田	勝則	字追上六六二番地一
西井	春雄	字宮田六七二番地一
白川	政幸	大字佐文八九八番地
香川	昌美	大字十郷字買田一〇五番地
森本	欽之	字生間一〇八番地
山下	哲男	大字七箇六六六番地二
西原	敏雄	大字十郷字帆山一八八番地
近石	茂幸	大字七箇八〇〇番地
監事		
細川	劭	二五二三番地二
上村	幸男	大字十郷字追上二〇七番地二
佐武	信義	大字佐文一〇二六番地三
細川	敏明	大字十郷字大口七三五番地

平成十七年六月十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています